

第4回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年11月24日(金) 午後1時28分から1時57分
2. 開催場所 中央公民館第1委員会室

3. 出席委員

会長職務代理者	11番	牛野 進一郎			
農業委員	3番	高田 真盛	4番	黒木 りか	
	5番	小山 幸良	6番	中之藪 堅二郎	
	7番	寺内 秀昭	8番	福 富久	
	9番	中畠 一三	10番	上山 幸夫	

農地利用最適化推進委員(順不同)

イ.	浦口 啓一郎	ロ.	上妻 亜紀
ハ.	野里 一則	ニ.	片板 大作
ホ.	小脇 尚武	ヘ.	雨田 俊哉
ト.	原田 晃生		

4. 欠席委員

農業委員	1番	久保田 力雄	2番	砂坂 浩一郎
会長	12番	石堂 かよ子		

農地利用最適化推進委員(順不同)

チ.	崎田 善昭
----	-------

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案協議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明(非農地証明)について

議案第4号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について

議案第5号 令和4年度地籍調査事業に伴う地目の変更について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 羽生 幸一

農地振興係長 中峯 智恵美

7. 会議の概要

- 事務局 開会前に、「欠席の届」が出ていますので報告します。
農業委員 議席番号1番 久保田力雄委員、議席番号2番 砂坂浩一郎委員、議席番号12番 石堂かよ子会長。
農地利用最適化推進委員 崎田善昭推進委員です。
本日の総会は、南種子町農業委員会会議規則第6条の規定により成立していることを報告いたします。
- 職務代理 本日の総会は、石堂かよ子会長が欠席のため、会長職務代理の牛野が進行して参ります。
ただ今から、第4回 農業委員会定例総会を開会いたします。
- 職務代理 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。
（「はい。」の声あり。）
- 職務代理 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号9番 中畠一三委員、10番 上山幸夫委員を指名します。
- 職務代理 日程第2、(議案協議) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、譲渡人：A、譲受人：B 外1件を議題にします。
それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いします。事務局。
- 事務局 資料の1ページをお開きください。
議案第1号は、農地法第3条の規定による許可申請について、審査を求めるもので、所有権移転が2件です。
整理番号1番から資料を読み上げます。
整理番号1番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 A。
譲受人は、南種子町〇〇××番地 Bです。
土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡です。
所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。
この件につきましては、2ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
参考資料は4ページから添付しております。
整理番号2番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 C。
譲受人が、南種子町〇〇××番地 Dです。
土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は田、地積は●●㎡です。
所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。
この件につきましては、3ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
参考資料は9ページから添付しています。

以上2件につきましては、11月10日の現地調査により耕作等について確認しております。

以上で説明を終わります。

職務代理 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。整理番号1番の担当委員は1番委員ですが、本日欠席の為、6番農地部長をお願いします。

農地部長 AさんとBさんは親戚関係でありまして、伯母さんに当たるんですけど今回Bさんより所有権移転の申請がされています。この土地はBさんが地元に戻ってきてからずっとBさんの方で作付けされているようでありまして、よく耕作されているんじゃないかと思えます。Bさんは以前より水稲とサトウキビ、甘しょを作付けしております。これからも農業に従事されると思われまので問題ないかと思えます。

職務代理 整理番号2番 7番委員。

7番委員 この土地はCさんが30年余り前にEさんという方の息子さんから購入されていて、その時早く名義変更すれば良かったんでしょうけれど、この土地面積が6メートル幅ということで、利用価値が低いということで買う人もいないんですけど、隣のFさんにあげるからということで置いてた土地です。名義変更されずに放置されていました。この度息子さんに名義整理されることになりました。特に問題はありません。

職務代理 説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。
(「異議なし。」の声あり)

職務代理 異議がないようですので、議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第1号については、原案のとおり決定いたしました。

職務代理 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、貸人：G、借人：H 外1件 を議題にします。

それでは、事務局より議案第2号の説明をお願いします。事務局。

事務局 すみません。説明の前に資料の訂正をお願いします。資料14ページ、整理番号2番、調査員「10番委員」となっていますが、「6番委員」の誤りですのでこちらを訂正願います。項目理由の「売上現象」を「売上減少」に訂正願います。それでは、資料の14ページをお開きください。

議案第2号は、農地法第5条の規定による許可申請について審査を求めらるもので、転用申請が2件です。

整理番号1番から、資料を読み上げます。

整理番号1番。借人が、和歌山市〇〇××番地 H。

貸人が、南種子町〇〇××番地 G 外3名です。

土地の所在は、〇〇字△△××番の一部。地目は畑。地積は●●㎡のうち●●㎡です。

工事計画は、令和5年12月から令和6年2月までの3ヶ月間。

資金は、必要経費が造成費〇〇円となっており、融資で賄うものです。

転用目的は、進入路及び駐車場です。

転用事由の詳細としましては、「隣接地××番（農地転用許可済み 許可番号指令南農委第5号2）で計画している宿泊施設への進入路及び駐車場として利用するため、本申請を行うものである。」とのことです。

周囲の状況につきましては、北東側に集落があり、申請地南西側に町道が隣接しております。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としましては、

(1) 造成計画が、盛土を最高0.3m行う。

(4) 用排水計画として、雨水は自然流下となっております。

なお、申請地は農用地区域外及び都市計画区域外で、農地区分は「第1種農地」の「集落接続施設」に該当し、使用貸借権によるものです。参考資料は15ページから添付しています。

整理番号2番。譲受人が、南種子町〇〇××番地 I。

譲渡人が、南種子町〇〇××番地 Jです。

土地の所在は、〇〇字△△××番 ほか1筆。地目は畑。地積は2筆合計で●●㎡です。

工事計画は、令和5年12月から令和6年3月までの4ヶ月間。

資金は、必要経費が土地取得費〇〇円、造成費〇〇円、建築費〇〇円の合計〇〇円となっており、自己資金で賄うものです。

転用目的は、宿泊施設及び進入路です。

転用事由の詳細としましては、「これまでK発注工事、〇〇関連のL・M・N・Oなど大手関連の土木工事を主に行っており、鹿児島県の公共工事なども請け負ってきた。コロナ禍の影響による売上減少への対策として、これまで培ってきた強みを活用し、新たにコンテナを改装したコンテナハウスによるホテル事業を開始するため、本申請をするものです。」とのことです。

周囲の状況につきましては、住宅と農地が点在する集落の中にあり、申請地南側には町道が隣接しております。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としましては、

(1) 造成計画が、盛土・切土を最高0.5m行う。

(2) それに伴う被害防除策として、緩衝地を設ける。

(3) 周辺農地に対しての支障対策として幅3.5m程度の緑地・緩衝地を設け、建物の高さを3m程度に加減する。

(4) 用排水計画として、用水は公共上水道、雨水は自然流下、汚水処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理することとなっております。

なお、申請地は農用区域外及び都市計画区域内で、農地区分は「第2種農地」の「その他の農地」に該当し、所有権移転によるものです。参考資料は24ページから添付しています。

以上2件につきましては、11月10日の現地調査において申請内容等について確認をしております。

以上で説明を終わります。

職務代理 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

整理番号1番、10番委員。

10番委員 説明がありました。15ページでは譲受人はHさん、譲渡人は別紙のとおりとありますが、16ページの別紙1の中に記載してあります。Pさん、Qさん、Rさん、Gさんの4名です。面積については、●●㎡。これについては8月の農地転用の方で可決済みでございます。建屋については17ページに掲載してありますが、そこに記載のとおりでありまして、この図の左側の方に通路と駐車場を作ることです。23ページを見ていただければわかりやすいんですが、ここに字△△××番があります。ここに建屋が建っています。その隣りに●●㎡の通路と若干の駐車場を作ることなのでよろしくお願ひします。

職務代理 整理番号2番、6番委員。

6番委員 始めにIのSさんとJさんは親戚関係ではありません。この土地は知人に紹介してもらったそうです。Jさんについては、高齢ということで13年前に旦那さんを亡くしてからは農業をしていなくて、この土地は放置していたようです。息子さんが関東にいらして、土地は処分して引き上げるよゆうということで、Iさんはコンテナハウスを12基建てたいということで土地を探していたところで話がまとまったようです。

職務代理 説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。(「異議なし。」の声あり)

職務代理 異議がないようですので、議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第2号については、原案のとおり決定いたしました。

職務代理 議案第3号 農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明(非農地証明)について、申請人:T 外1件を議題にします。

それでは、事務局より議案第3号の説明をお願いします。事務局。

事務局

34 ページをお開きください。

議案第3号は、農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明（非農地証明）について審査を求めるもので、件数は2件です。

整理番号1番から、資料を読み上げます。

整理番号1番。申請人及び所有者は、南種子町〇〇××番地 T。

土地の所在は、〇〇字△△××番。

登記地目は田、地積は●●㎡です。

変更年月日については平成20年頃です。

現況としましては、『平成14年頃、当地域で水田排水事業の計画があり、当農地は住宅に食い込んだ形の土地で、用排水路が出来ない説明を受け、平成20年に客土による畑地化をしたが、客土の中に砂利や小石が多く混入していたため耕作できない状態となり、今後も作付けが出来ないため非農地願をするものであります。』とのことです。

参考資料は35ページから添付しております。

整理番号2番。申請人及び所有者は、中種子町〇〇××番地 亡U相続財産管理人 V。

土地の所在は、〇〇字△△××番 外1筆。

登記地目は畑及び田、地積は2筆合計で●●㎡です。

変更年月日については平成20年頃です。

現況としましては、『申請地は平成20年頃より耕作をしておらず、××番の土地については低木類が生い茂った状態であり原野として、××番の土地については竹木類が生い茂っており山林として利用しています。』とのことです。

参考資料は38ページから添付しております。

以上、2件の内容につきましては、11月10日の現地調査において相違ないことを確認しております。

以上、説明を終わります。

職務代理

ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号1番の担当委員は12番会長ですが、本日欠席の為、6番農地部長お願いいたします。

農地部長

この場所、今回現地調査に行きましたけれども、申請地は両隣りを住宅に囲まれていて、土地がコの字型になって作がしにくいようになっていました。耕作はできないんじゃないかなという状況です。これも仕方がないのかなと思っております。以上です。

職務代理

整理番号2番、10番委員。

10番委員

ここについては、平成20年頃から田畑を耕作できていない関係で、田んぼは作らずこの畑は育苗施設となっていたんですが、田んぼを作らなく

なった関係でそこも止めて最近竹が覆ったりして、樹木が覆ったりして耕作ができないようになっております。2枚ともそういう状況です。以上です。

職務代理 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

職務代理 異議がないようですので、議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第3号については、原案のとおり決定いたしました。

職務代理 議案第4号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について、農用地の利用計画変更を議題にします。それでは、事務局より議案第4号の説明をお願いします。事務局。

事務局 こちらに関しては、総合農政課の〇〇補佐が担当ですが、今回他の会議が入っておりますので、私の方で説明させていただきます。

資料42ページをお開きください。

議案第4号について、ご説明をいたします。

議案第4号は、農業振興地域整備変更計画に対してご意見を求めるものであります。

今回の変更につきましては、農用地区域からの除外の1件ということになります。

申請者は、W氏で変更しようとする土地は、大字〇〇字△△××番の一部でございます。除外面積は2.99アールであり、変更後の用途は農家住宅用地であります。

詳細につきましては、43ページからの添付の資料をお目通し願います。以上で説明を終わります。

職務代理 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

職務代理 異議がないようですので、議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第4号については、原案のとおり決定いたしました。

職務代理 承認第1号 令和4年度地籍調査事業に伴う地目の変更について、照会者：税務課長 〇〇 を議題にします。

事務局

それでは、事務局より承認第1号の説明をお願いします。事務局。
資料46ページをお開きください。

承認第1号は、令和4年度地籍調査事業に伴う地目の変更について承認審査を求めるもので、調査地区は、南種子町大字〇〇の一部で、資料に記載してあります小字15ヶ所の範囲です。

参考資料として48ページに集計結果を添付しています。また現況確認の一覧表を別冊で添付しておりますので、お目通し願います。

令和4年度地籍調査事業における農地に関する調査筆数が合計433筆、調査前の田の筆数が174筆、調査後が2筆、調査前の畑の筆数が258筆、調査後が2筆となります。

異動事由としましては、地目変更が282筆、一部変更が1筆、合筆増加が40筆、分筆登記が3筆、現地確認不能が5筆、合筆閉鎖が102筆、不所在地がゼロ筆となっております。当委員会により承認された後、税務課へ回答し、閲覧に付される予定となっております。

以上で説明を終わります。

職務代理

説明が終わりました。これから質疑に入ります。

職務代理

質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

職務代理

異議がないようですので、承認第1号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のようですので、原案のとおり承認します。

承認第1号については、原案のとおり承認されました。

職務代理

以上で、第4回農業委員会定例総会の議案事項の全てを終了いたします。